

第三者の債権侵害にかんする一考察 (一)

—ドイツにおける学説史の一端—

赤 松 秀 岳

I はじめに

- II 議論の概観
- III ドイツ民法八二三条一項の趣旨と債権
- IV 結果不法理論から行態不法理論へ (以下次号)
- V 新たな学説
- VI 総 括

I はじめに

債権の法的保護をめぐる問題は、我国において、これまでたびたび議論の対象とされてきたところである。すなわち、古くは、第三者の債権侵害により不法行為が成立するかどうかが、さらに、それに続いて、賃借権にもとづく妨害排除請求が認められるか否かが⁽¹⁾、好んで論議されてきた。今日、前者については、債権の不可侵性を肯定することによつて、あるいは、権利侵害が民法七〇九条の不可欠の要件ではないと解することを通じて、不法行為の成立可能

性 자체는 일반에 인정되어 있다.しかし、ここでも、果たしていかなる場合に第三者의 권리侵害이違法인가という問題になると、なおも、疑問点が少くない⁽⁵⁾のであり、また、後者においても、いまだ、問題解決をみたとは言えない状況のようである。ところで、これらの論争は、さまざまの意味でドイツの議論に負うところが大きかった。例えば、民法七〇九条の「他人ノ権利」に債権が含まれるかという問題提起の仕方自体が、ドイツ民法ハ二三条一項の「その他の権利」をめぐる議論に影響されていたとともに、⁽⁶⁾権利の不可侵性を提唱された末弘博士の見解もまた、ドイツの学説をその典拠とするものに他ならなかつた。⁽⁷⁾さらに、賃借権にもとづく妨害排除を扱う論稿のいくつかは、考察を進める前提として、債権の法的保護にかんするドイツの議論の紹介に多くの頁数を割いている。本稿は、以上のような我国の状況にかんがみ、ドイツ民法ハ二三条一項と債権をめぐる議論を、いま一度、新たな視点から追跡してみようとするものである。従来、この議論は、権利の絶対性、相対性をめぐるそれとして我国に紹介されてきた。⁽⁸⁾しかし、本稿では、もう一つの論点、つまり、第三者の債権侵害による不法行為の成立を肯定した場合に生ずる実際上の結果をめぐる論議に焦点をあててみたい。このような視点から眺めると、それぞれの見解が、ドイツ民法典の不法行為法の基本構造、趣旨を軸として、いかなる位置を占めているかが明らかとなる。さらに、一九五〇年代後半から六〇年代にかけての民事不法論争との関連性が浮かび上がってくるとともに、その後に登場したいくつかの見解を学説史的位置づけることが可能となる。以上のような形で、ドイツにおける学説史の一端を明らかにすることが本稿の目的なのである。

- (1) 判例、学説を概観するものとして、三島宗彦「第三者の債権侵害」総合判例研究叢書民法⁽¹⁸⁾（昭和三七年）が詳しい。
- (2) 三島・前掲、古山宏「不動産賃借権の対外的効力」総合判例研究叢書民法⁽¹⁾（昭和三十一年）。学説の概観については、舟

橋諄一『物権法』法律学全集18(昭和三五年)二七頁以下に要を得た叙述がなされている。

- (3) 末弘巖太郎「第三者ノ債権侵害ハ不法行為トナルカ」法曹記事三四卷三、五号(大正五年)、我妻栄『新訂債権総論』民法講義IV(昭和四七年〔第一〇刷〕)八頁以下、加藤一郎『不法行為(増補版)』法律学全集22—II(昭和四九年)一一六頁、大判大正四年三月一〇日刑録一一輯一七九頁、大判大正四年三月一〇日民録一一輯三九五頁。

- (4) 川島武宜『債権法講義(總則I)』(昭和二三年)一〇三頁以下、前田耕造「第三者による債権の侵害」¹⁾愛知大学法経論集一六(昭和三一年)一三三頁。なお、権利侵害を違法性におきかえた、といわれる末川博士の『権利侵害論』(昭和五年)においては、債権侵害は「権利侵害のある場合」の一つとして扱われてゐる(『権利侵害と権利濫用』[末川博法律論文集II])。(昭和四五五年)四九一頁以下)。

- (5) 例えば、債権侵害においては、故意が主觀的違法要素なのかどうか。広中俊雄「不法行為論の新しい動き」法学セミナー一九六六年一一月号三六頁以下、沢井裕「不法行為法学の混迷と展望」法学セミナー一九七九年一〇月号九〇頁、四宮和夫「『相関関係理論』に関する一考察——不法行為における違法性の構造——」加藤一郎編『民法学の歴史と課題』(昭和五六年)二七四頁参照。

- (6) 平井宣雄『損害賠償法の理論』(昭和四六年)三六一頁以下参照。

- (7) ハイナー(C. Neuner, Wesen und Arten der Privatrechtsverhältnisse (1866), ハウタウブ(H. Staub, Die juristische Konstruktion der dinglichen Rechte, Archiv für Bürgerliches Recht 5 (1891) S. 17ff.)などの学説に依拠する。末弘・前掲法曹記事三四卷三号八一頁参照。

- (8) 好美清光「債権に基く妨害排除についての考察」一橋大学法学研究一(昭和三四年)一七二頁以下、中井美雄「不動産賃借権にもとづく妨害排除――財産権体系と権利保護制度についての二つの視点――」立命館法学五九号(昭和四〇年)二七頁以下。

- (9) 例えば、中井・前掲。

II 議論の概観

— ドイツ民法八二三条一項は、「故意又は過失により他人の生命、身体、健康、自由、所有権又はその他の権利を違法に侵害した者は、その他人に対し、これによって生じた損害を賠償する義務を負う」⁽¹⁾と定めている。この規定にいう「その他の権利」の中に債権が含まれるかについては、ドイツ民法典の成立の直後からくり返し議論がなされた。そして、そこでの中心論点は、特定の債務者のみに一定の給付義務を課すにすぎない相対権たる債権が、果たして債務者以外の第三者によつて違法に侵害されるのか、という問題であった。判例、多数説は、債権の相対性を堅持し、従つて、第三者による債権侵害の可能性それ自体を、あるいは、その場合の違法性を否定する。また、ドイツ民法八二三条一項が「その他の権利」を生命等の人格的法益や所有権と並列して規定している点から考えて、ここに該当するのは、権利者以外のすべての人がそれを侵害してはならないという義務を負う権利、すなわち、絶対権に限られる、と解している。⁽²⁾それゆえ、これによれば、相対権である債権は「その他の権利」には含まれないことになる。

このように、判例、多数説が主として債権の相対性を理由にそのドイツ民法八二三条一項への該当性を否定してきたのに呼応して、これを肯定する少数の学説は、もっぱら、債権もまた債務者以外の一般第三者に対して対外的効力を有することを論証しようとしてきた。例えば、次のような趣旨が説かれるのを見る。債権者に対して義務を負うのは特定の債務者だけである、とは、給付義務に着目して債権の対内関係についていうことである。対外関係では、ここでも、すべての者が債権者の権利を侵害してはならないという義務を負わせている。そして、現行法上もこのよう考へられうる。例えば、債務者が破産した場合、債権者は、他の共同債権者の有する債権の存在を当然の前提として、按分比例額の満足を受けうるにとどまる。のことからも明らかのように、現行法は債権にも対外的効力を承

認しているのである、⁽³⁾と。それでは、このように債権が対外的効力をもつことを論証すれば、判例、多数説を論駁するに充分であろうか。答は否である。

二 判例、多数説は、さらに別の論拠として、少数説の説くように債権を絶対的に保護された権利の一つに数え、これをドイツ民法八二三条一項の「その他の権利」に該当させた場合、実際上は耐え難い結果に至ることを挙げる。少数説に従えば、他人の債権を侵害する第三者の行為は、正当防衛等特別の違法性阻却事由が存しない限り、すべてが当然に違法であることになる。⁽⁴⁾また、ドイツ民法八二三条一項によれば、不法行為責任が生ずるためには過失をもって足りる。ところが、このように解すると、实际上さまざまな不都合を生じる、というわけである。さらにこの点をやや詳細に説明すれば、次のとおりである。

(ア) まず、判例、多数説の中には、第三者の不法行為責任の成立する場合が著しく拡大することに対し危惧を表明するのが見受けられる。⁽⁵⁾例えば、所有権その他の物権の侵害においては、損害賠償請求権を取得する者の数は明確に限定される。これらの権利は物に対する直接的支配をその内容としている。そして、かかる直接的支配関係を侵害された者のみが、ドイツ民法八二三条一項によつて損害賠償請求権を取得するのである。⁽⁶⁾それゆえ、たんに、所有権その他の物権に伴つて享受している利益を害されたというにすぎない者は、この規定にもとづいては損害賠償の請求をなしえない。例えば、道路工事に際し、誤つて地下の送電線を切断する行為は、電線の所有者である電力会社に対する不法行為のみを構成する。これに伴つて引き起こされた停電によつて自分の所有する電気器具をその期間中使用できなかつた者は、⁽⁷⁾自己の所有権の侵害を理由としては何らの不法行為責任をも問うことができない。ところが、債権は特定人に対する行為請求権であり、そこには、何らかの客体に対する直接的支配関係は存しない。だから、こ

こでは、債権侵害とは債権者としてある人が有する利益を害することであると解さざるをえない。他方、一定の利害関係を共通の前提として、これをめぐって無数の債権が成立しうる。従つて、一つの行為が極めて多数の債権を同時に侵害する可能性が生じてくるのである。例えば、アルコール蒸留器を製造している工場が、注文されていた蒸留器をアルコール工場に納入しなかつた結果、後者は操業停止を余儀なくさせられたとする。この場合、前者の行為は、アルコール工場と取引関係にあるあらゆる商人やその工場のすべての労働者の債権をも侵害することになる。⁽⁸⁾ ドイツ民法ハ二三条一項は有責性要件として過失で充分であるとしている。それゆえ、この規定を債権侵害にそのまま適用すれば、第三者は予期しなかつた無数の損害賠償義務を負わされる危険にさらされるのである。⁽⁹⁾

(イ) 前述のように、判例、多数説に反対する少数の学説は、債務者以外の第三者も債権を顧慮する義務を負わされることを肯定し、これを論拠に債権が「その他の権利」に含まれると説く。しかし、契約の当事者によつて自由にその内容が決定される債権について、契約に関与しなかつた第三者にもこれを顧慮する義務を負わせることに対しても、多数説の側から疑問が呈示されている。ドイツ民法ハ二三条一項の掲げる生命等の人格的法益や所有権については、すべての人がこれを侵害してはならないという義務を負わせていることには争いはない。ここでは、これらの法益や所有権の内容は、法律以前の所与の事実や法律の規定によつて厳格に定められている。従つてまた、一般人が負う義務の内容もこれらによつて明確に限定されていることになる。ところが、債権、とくに契約にもとづいて成立する債権においては、その内容は当事者が任意に定めうるものだから、第三者に課せられる義務の内容もまた一定ではない。それゆえ、かかる性質の債権をドイツ民法ハ二三条一項に該当せしめるることは、その債権の内容いかんによつては、第三者にとって実際上好ましくない結果をもたらすことになる。⁽¹⁰⁾ かつて、この問題との関連でしばしば

論じられたのが価格拘束契約 (Preisbindungsvertrag) である。これは、我国で再販価格維持契約と呼ばれているものに対応する。つまり、ある商品の製造元が、その販売店との間で、後者はその商品を定価で販売し、または、それを他の販売店にまわすときには、さらに同様の定価販売の義務を負わせなければならないとの内容の契約を締結した場合がその一例である。」⁽¹¹⁾ では、例えば、消費者がかかる販売店から定価以下で当該の商品を購入する行為、また、アウトサイダー (Außenseiter) たる販売店が、拘束を受けている販売店から定価販売の義務を負うことなくこの商品を取得し、それを廉売する行為等は、それぞれ製造元が価格拘束契約上有する債権を侵害することになる。第三者のこれらは、債務者(販売店)をして価格拘束契約に違反させるか、あるいは、少なくともそれに手を貸すものだからである。それでは、第三者は、これによつて製造元に対して損害賠償責任を負わなければならぬだろうか。しかし、これを肯定することは、第三者に、自己が当事者として関与していない契約によつて、一定の価格で購入する義務、販売する義務を負わせることを意味しよう。このように、債権の内容のいかんを問わずこれにドイツ民法八二三条一項を適用すれば、場合によつては、私的自治の原則を否定することにさえなりかねないのである。⁽¹²⁾

(ウ) ドイツ民法八二六条は、「善良の風俗に反する方法で他人に対し故意に損害を加えた者は、その他人に対し損害を賠償する義務を負う」と規定している。債権にドイツ民法八二三条一項を適用することを否定する判例、多数説によれば、第三者の行為によつて債権者が損害をこうむった場合には、もっぱらこの規定にもとづいて債権者の救済がなされることになる。⁽¹³⁾ これらの判例、多数説は、債権が相対権であることを堅持し、従つて、第三者が本来有している活動の自由は、他人の債権の存在によつてはいささかも制限されないものと考える。ただ、第三者がかかる自由を濫用することによって、すなわち、「善良の風俗に反する」行為をなすことによつて債権者に損害を加えた場合

には、例外的に不法行為の成立を承認するのである。そして、第三者の行為の態様が自由の濫用に、すなわち、良俗違反にあたるか否かの判断に際しては、その行為の目的、用いられた手段等の諸般の事情が総合的に評価される。⁽¹⁴⁾ 他方で、前述の少数説に従えば、他人の債権を侵害する第三者の行為は、特別の違法性阻却事由が存しない限り、その態様のいかんを問わずすべてが当然に違法とされる。従って、判例、多数説の立場からは、第三者の債権侵害をこのようにドイツ民法八二三条一項によつて画一的に処理することは適切でないことになる。何故なら、これによつて第三者の自由が不当に制限されるからである。判例、多数説の背後には、また、このような配慮が存するのである。

以上のア(イ)(ウ)を要するに、判例、多数説は次のように解していることになろう。債権を絶対権の一つに数え、これをドイツ民法八二三条一項の「その他の権利」に該当させると、第三者が他人の債権を有責に侵害した場合、第三者の行為態様やその債権の内容いかんにかかわらず、自己の債権を侵害されたすべての者が損害賠償請求権を取得することになる。しかし、これは実際的見地から適當ではない。何故なら、これによつて第三者の不法行為責任が成立する範囲は著しく拡大し、また、第三者の自由が不当に制限されるからである、と。判例、多数説は、債権が相対権であることのほかに、さら以上のような理由にもとづいてドイツ民法八二三条一項の債権への適用を否定しているのである。

三 判例、多数説がこのような立場に立つものであれば、これに反対する少数説としても、以上の問題について何らかの解決を示さなくてはならない。つまり、債権が対外的効力を有することを論証するだけでは、判例、多数説に對していまだ充分な説得力をもちえない。それでは、実際に、少数説の側からこの点について満足のいく解決が示されてきたどうか。残念ながら、一部の例外を除いてそつは言えないようである。

筆者がここで例外と考えるのは、債権の帰属の侵害に限ってドイツ民法八二三条一項を適用しようとするとする学説⁽¹⁵⁾である。この見解は、相対権である債権といえども、一個の権利としては特定の債権者のみに帰属しており、他のすべての者はこの帰属から排除されているのだから、少なくともこの観点においては絶対的であるとする。⁽¹⁶⁾そして、無権限の第三者が債権の準占有者として善意の債務者から弁済を受領したために債権が消滅する場合、その他、他人の債権につき法の特別規定によって債権者に対しても例外的に有効な処分を行った場合（ドイツ民法四〇七条一四〇九条、七九三条、八〇八条、八五一条、二三六六条、二三六七条等参照）に限って、ドイツ民法八二三条一項の適用を肯定する。従つて、債務者を殺傷したり、給付の目的物を毀滅する行為等は、それが債務者の責に帰すべからざる履行不能をもたらし、債権を消滅せしめる場合でも、不法行為を構成しない。⁽¹⁷⁾以上のように、この見解に従えば、処分権や弁済受領権等本来は債権者のみに留保されている権限を第三者が無断で行使し、それが法の特別規定によつて債権者に対しても例外的に効力を生ずる場合に限つて、ドイツ民法八二三条一項の適用をみるとことになる。それゆえ、ここでは、第三者の不法行為責任の成立する範囲の不当な拡大を回避できるのである。⁽¹⁸⁾

ところが、そのほかの、ドイツ民法八二三条一項を帰属の侵害に限らずより広く債権にも適用しようとする学説は、不法行為責任の生じる範囲を限定することについては、極めて不充分な対応しか示してこなかつた。例えば、債権をも絶対権の一つに数える学説のいくつかは、まるでこの問題点の存在を意識していないかのように、これに論及することさえない。また、この問題に触れているものがあつても、そこで示された解決は、必ずしも納得のいくものではない。一例を挙げれば、ある学説⁽²⁰⁾によると、債権侵害とされるのは、労務の供給等の人的な給付をなす義務を負つている債務者を故意で重ねて雇い入れる行為、あるいは、これに類するものに限られる。その他、すでに売却された物

を二重に譲り受ける行為等は、債権侵害にはあたらない。しかし、このような区別を設ける根拠、基準は必ずしも明らかではない。のみならず、一方で、債権が絶対性を有し、「その他の権利」に該当する」とを肯定しておきながら、他方で、債権の内容いかんに従つて「」のように異なつて取り扱う」とは、ドイツ民法八二三条一項についての伝統的な理解とはあいられないようと思われる。これによれば、そこに挙げられている権利等を侵害する行為は、特別の違法性阻却事由が存しない限り、直ちに違法であり、従つて、それが故意または過失によるものである以上、当然に不法行為とされるはずだからである。このように、上述の学説によつてもまた、判例、多数説の提起した問題に対しても満足のいく解答を与えることはできないのである。

四 ドイツ民法八二三条一項への債権の該当性をめぐる議論は、おもに、債権は相対権にとどまるか、それとも絶対権の一つなのかという論点を中心にして展開してきた。そして、従来、我国へこの議論が紹介される場合にも、もつぱらかかる論点に注目するのが通常であった。しかし、「その他の権利」から債権を除外せんとする判例、多数説は、おもに、少数説に従うと第三者が不法行為責任を負わされる場合が著しく拡大し、その活動の自由を不當に制限することになる、という実際上の難点を論拠に挙げているのである。他方で、債権の帰属の侵害だけにドイツ民法八二三条一項を適用する学説を除けば、少数説は、この問題点に充分な解決を与えていない。そして、今日まで判例、多数説がその優勢を誇りえているのは、一つには以上のような事情にもとづくものと推測されるのである。

(1) ドイツ財産法研究会「ドイツ不法行為法——仮訳と解説⁽¹⁾」判例タイムズ1171号（昭和五四年）110頁によぬ。

(2) RGZ 57, 356; 95, 284; BGH v. 21. 10. 1969 in NJW 1970 S. 138; A. v. Tuhr, Der Allgemeine Teil des Deutschen Bürgerlichen Rechts Bd. 1 (1910) S. 209; T. Kipp, Über den Begriff der Rechtsverletzung, in Festschrift für O. v.

Gierke Bd. 2 (1910) S. 13f. など多数。

(3) P. Oertmann, Zur Struktur der subjektiven Rechte, AcP 123 (1924) S. 143ff. など、ハニカム・リヒテル (後述註)

(4) 多数説を取扱ふ。Vgl. auch derselbe, Das Problem der relativen Rechtszuständigkeit, Jherings Jahrbücher 66 (1916) S. 157 ff.

(4) Vgl. O. C. Fischer, Die Verletzung des Gläubigerrechts als unerlaubte Handlung (1905) S. 153.

(5) RGZ 57, 358; Oertmann, Der Schadensersatzanspruch des obligatorisch Berechtigten, in Festgabe für H. Dernburg (1900) S. 87ff.; Fischer, a. a. O., S. 149f.; G. Boehmer, Grundlagen der bürgerlichen Rechtsordnung 2. Buch 1. Abteilung (1951) S. 172f.

(6) Fischer, a. a. O., S. 149.

(7) R. Krasser, Der Schutz vertraglicher Rechte gegen Eingriffe Dritter (1971) S. 167.

(8) Fischer, a. a. O., S. 149.

(9) Fischer, a. a. O., S. 152ff.

(10) Fischer, a. a. O., S. 86ff. ハニカム・リヒテル 物権が原権として行為による侵害行為の立場 少数説に従ふ。第11種の不正行為が債権侵害による不法行為を構成するとしたのがだる。Vgl. auch P. Heck, Grundriß des Schuldrechts (1929) S. 459.

(11) N. Plassmann, Preisbindung durch die Gerichte?, JZ 1962 S. 463ff.; Die Bindung des Außenseiters, JZ 1963 S. 273ff.; Bündnisverträge gegen den Wettbewerb, JZ 1964 S. 670ff. (ハニカム・リヒテル、ハニカム・リヒテルによる不正競争法 (Gesetz gegen den unerlaubten Wettbewerb) 1 番の問題として論じられたもの)。同上に記載され、一九五七年の競争制限禁止法 (Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkung) の制定されたのか、ハニカムの間で比較的広く範囲で価格拘束契約の有効性が認められた。ハニカム、実際これが利用された例はかなり多かったようである (長谷川古「歐米の再販売価格維持」) 公正取引へ由 (昭和1年) 11月頃以下参照)。本文に紹介した問題は、この時期に議論されたものである。ハニカムが、競争制限禁止法の一九七三年の改正によって、出版物 (Verlagserzeugnisse) 以外のものについての価格拘束契約は一律に無効とされた所 (同法15条、16条) だが、砂田卓士「再販売価格維持制度に関する

「考察」専修大学法学研究所紀要大『民事法の諸問題II』(昭和五五年) 一一一頁以下参照)。従へて、今日では、価格拘束契約をめぐって本文に述べた問題点は、以前ほどの重要性をもつてゐるに違ひない。しかし、後に明らかになるように、本稿は、一九七〇年代初頭に至るまでのドイツの学説史を追跡しようとするものである。だから、今日それが実際上も重要であるか否かにかかるは、歴史的な事実としてかつてなされたことのよいかの議論に論及するにが許されよう。のみならず、本稿が価格拘束契約に触れるのは、それが一般第三者の自由に多大な影響を及ぼす債権の一例だからである。本文に述べた事柄は、価格拘束契約から生ずる債権以外にも、債務者が第三者に対し特定の容態をなすことを給付内容とする債権(例えば、製造元と販売店の間で、後者は特定の第三者に対してはその製品を販売してはならぬとの内容の契約が締結された場合等)に広くあらわされるにあら。

- (12) ドイツ財産法研究会・前掲(8)判例タイムズ八九号(昭和五四年) 三三四頁による。
- (13) むねいざ、ドイツ民法ハ二二二条二項による救済が可能な場合ある。
- (14) K. Larenz, Lehrbuch des Schuldrechts Bd. 2 11. Aufl. (1977) S. 563.
- (15) Oertmann, AcP 123 S. 143ff.; F. Leonhard, Allgemeines Schuldrecht des BGB (1929) S. 63ff.; H. Stoll, Unrechtsarten bei Verletzung absoluter Rechte, AcP 162 (1963) S. 212; W. Fikentscher, Schuldrecht 5. Aufl. (1975) S. 618; Larenz, a. a. O., S. 534f. など。
- (16) Larenz, a. a. O., S. 534.
- (17) Oertmann, AcP 123 S. 146.
- (18) 例えども、たゞ、第三者的不法行為責任の不当な拡大を理由として、債権侵害一般のドイツ民法ハ二二二条二項の適用を拒むが、他方、帰属の侵權の場合リザルバムを拒む。Leonhard, a. a. O., S. 63f.
- (19) H. Staub, Die juristische Konstruktion der dinglichen Rechte, Archiv für Bürgerliches Recht Bd. 5 (1891) S. 16ff.
- (ふね) 第一草案に於ける第十九條(1)項; F. v. Listz, Deliktsobligation im System des Bürgerlichen Gesetzbuchs (1898) S. 21.
- (20) J. Kohler, Lehrbuch des Bürgerlichen Rechts Bd. 2 (1906) S. 525ff.

III ドイツ民法ハ二三条一項の趣旨と債権

一 前章で示したように、判例、多数説は、第三者の不法行為責任の発生する場合が著しく拡大し、また、活動の自由が不当に制限されることを実質的な論拠として、債権を「その他の権利」に含めることに反対する。ところで、判例、多数説によつてこのような議論が展開される原因は奈辺に存するのであらうか。おそらく、これは、一方で、判例、多数説が前提としているドイツ民法ハ二三条一項の一定の構造に、他方で、債権の権利としての特質に由来するものであると推測される。それゆえ、本章では、ドイツ民法ハ二三条一項の本来の趣旨を確認し、債権を「その他の権利」に含めた場合にこれが全うされるかを検討することによつて、以上の問題に若干の考察を加えてみたい。

二 ドイツ民法典の立法時の資料を振り返つてみると、ドイツ民法ハ二三条が、立法者の、不法行為責任についての一般条項 (Generalklausel) を法典に採用しないという態度に裏打ちされた規定であることが、我々の目を引く。一般条項とは、法律の規定において法律要件の意味内容をあらかじめ詳細に確定しておくことをせず、これをもつぱら裁判官に委ねようとする立法例をいう。⁽²⁾ 不法行為法におけるその典型的の一つが、スイス債務法四一条一項である。それは、「他人に違法に損害を加えた者は、それが故意によるか過失によるかにかかわらず、その他人に対して賠償をなす義務を負う」と定めているにすぎない。従つて、例えば、違法性という要件の意味内容は、規定そのものからはまったく明らかではない。結局、その確定は全面的に裁判官に委ねられているのである。あるコメントナール⁽³⁾は次のように述べる。「違法なのは、法的に行動する人間が一般に行わないであろうすべての行為である」。そして、基準となるのは、「裁判官が自らの生活経験から想定した仮定的通常人」である、と。ところが、立法時の資料からは、

ドイツ民法八二三条がこれとは正反対の趣旨のものであることが明らかになる。

ドイツ民法八二三条は、第二草案七四六条にもとづくものであり、後者はさらに、第一草案七〇四条にその系譜をもつ。この第一草案七〇四条は、次のように規定していた。

「ある人が、故意または過失にもとづく違法な行為——作為または不作為——によって、その発生を予見したまは予見すべきであった損害を他人に加えたときは、その損害の範囲を予見したか否かにかかわらず、その行為によつて生じた損害をその他人に賠償する義務を負う。」

ある人が、故意または過失にもとづき、違法な行為によって他人の権利を侵害した場合においては、損害の発生を予見しえなかつたときといえども、権利侵害によつてその他人に生じた損害をその人に賠償する義務を負う。生命、身体、健康、自由及び名誉の侵害は、本条の意味での権利侵害とみなす。」

このように、第一草案七〇四条一項は、「違法な行為によつて」他人に損害を加えることを不法行為の成立要件の一つとしていた。ところが、何が違法な行為であるかについては、それ以上明確に示されていない。従つて、第一章案七〇四条を、一項で一般条項を定め、二項で権利侵害の場合につきそれを補足しているものとして理解する余地があるようにも思える。⁽⁴⁾しかし、このように解してよいかどうかは争われているようである。何故なら、第一草案の理由書からは、七〇四条一項のこの要件が、もつばら刑法典の諸規定等明文の禁止法規に違反する行為のみを念頭に置いていたかのように読みとれるからである。⁽⁵⁾

この点の疑問はさておくも、引き続いて第一草案を検討した第二委員会は、不法行為責任の際限のない拡張のおそれを懸念して、一般条項の採用には反対する態度を明瞭に示していた。⁽⁶⁾例えば、同委員会において、「(第一章案——

筆者註——) 七〇四条を『他人に違法に損害を加えた者は、それが故意によるものであれ、過失によるものであれ、その人に賠償をなす義務を負う』という規定とすべきである⁽⁷⁾との提案がなされた。この提案は、その理由として次のように述べる。「賠償義務の要件をここで法律の中に確定しておく」とは、実際問題として不可能であり、個々の提案において(賠償義務の成立する範囲を——筆者註——)適当に限定することは、これを裁判官の衡平感覚(Takt)に委ねざるをえない⁽⁸⁾』と。しかし、委員会は結局この提案を否決して次のように言う。「(この提案は——筆者註——)不法行為から生じた損害を賠償する義務についての原理を定めておけば、義務が生ずるための要件を規定しておかなくともそれで充分であると考え、従つて、存在するさまざまな問題点を明らかにするだけで、自らその解決を示さず、これを裁判官に委ねて自らはその負担から免れようとする。……しかし、法律によつてなされるべきこれらの課題の解決を裁判所に任せることは、草案の方針にかなうものでもなければ、裁判官という官職に対するドイツ国民の一般的な考え方ともあいいれない。裁判官にこのような權威ある地位を与えた場合にどのような帰結に至るのか、ドイツの判例もまたフランスの裁判所の判決にみられるのと同様の弊害をもたらしあしないか、これらについては何らの予測も立たない。このような疑念にかんがみ、あらかじめ法律において、裁判官に判断のための一定の客観的基準を定めておいてやることが望ましい⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾』と。以上のような経緯ののちに成ったのが第二章案七四六条であった。

「故意もしくは過失により他人の権利を侵害し、または、他人の保護を目的とする法律に違反した者は、それによって生じた損害をその他人に賠償する義務を負う。法律の内容によれば過失(Verschulden)なくしてそれに違反することがある場合には、賠償義務は、過失(Verschulden)があるときに限り生ずる。(第二項省略)」

そして、これが、その本来の内容を変えることなく、議会の審議、議決を経て法律となつたものが現行法八二三条

である。

「故意又は過失により他人の生命、身体、健康、自由、所有権又はその他の権利を違法に侵害した者は、その他人に対し、これによつて生じた損害を賠償する義務を負う。

他人の保護を目的とする法律に違反した者も、前項と同様である。法律の内容によれば過失がなくとも違反が生ずる場合には、賠償義務は、過失があるときに限り生ずる。⁽¹¹⁾

このように、ドイツ民法八二三条は、「あらかじめ法律において、裁判官に判断のための一定の客観的基準を定めておいてやることが望ましい」という趣旨にもとづく規定である。従つて、この規定は、同条の外で既に客観的に妥当している法規範を、裁判官の判断の基準として自らの内へ取り入れるという構造をもつ。一項では、それは、この規定の外で既に固有の実在を有する「所有権又はその他の権利」である。二項では、個人的法益に対する罪を定める刑法典の諸規定等の「保護法規」である。裁判官は、かかる既存の権利の侵害の有無、および、「保護法規」への違反の有無を「客観的基準」として、行為の違法性を判断すべきものとされているのである。⁽¹²⁾

ところで、ドイツ民法八二三条の以上の趣旨は、また、「その他の権利」の内容をも規定せずにはおかないと結論から言えど、「その他の権利」に該当する権利は、その直前に置かれている所有権と同様の性質のものに、つまり、違法性判断のための「客観的基準」を内包しているものに限られなくてはならない。所有者は、所有権を有していることの反射としてある一定の利益を享受している。ところが、社会生活においては、通常、極めて広範囲にわたる他人の行為が直接間接にこの利益を侵害する可能性をもつ。例えば、誤って送電線を切断することによって、付近一帯の家庭では電気器具を使用できなくなり、その電気器具の所有者は皆利益を害される。また、交通ストライキのため

多数の者が自己の所有地に赴くことができなかつた場合、このストライキはこれらすべての土地所有者の利益を害することになる。しかし、以上のような利益侵害行為は常に所有権侵害として違法である、との結論を支持する者はいないだろう。⁽¹³⁾ 所有権は物に対する直接的支配をその内容とする権利である。それゆえ、かかる直接的支配関係を侵害する行為、すなわち、物の毀滅、占有の侵奪等だけが所有権侵害として違法と評価される。⁽¹⁴⁾ ここでは、被告の行為が所有者の有するかかる直接的支配関係の侵害と因果関係に立つか否かが、違法性判断の「客観的基準」なのである。

換言すれば、法は、所有権者に物の直接的排他的支配を許容しているのに対応して、当該の物の毀滅、その無断の使用等々を他のすべての人々に禁止しているのであり、かかる禁止規範への違反の有無が、裁判官にとって違法性判断の「客観的基準」とされるわけである。⁽¹⁵⁾ また、ドイツ民法典は所有物返還請求権や妨害除去請求権について詳細な規定を置いている(九八五条、一〇〇四条、一〇〇五条⁽¹⁶⁾)。そして、これらは上述の禁止規範の違反を要件として生ずる請求権に他ならない。従つて、裁判官は、被告の行為がかかる請求権を定めた規定の要件を充たすか否かを一つの「客観的基準」とすることもできる。⁽¹⁷⁾ 「その他の権利」に該当する権利は、以上と同様に、権利者の利益を害する多種多様な行為の中から違法とされるべきものだけを選び出す「客観的基準」を内包していなければならないのである。⁽¹⁸⁾ 三 それでは、債権はこのような条件をみたす権利であろうか。言い換えれば、債権にドイツ民法八二三条一項を適用した場合、果たしてこの規定の趣旨は充分に実現されるだらうか。

債権者が有するさまざまな権能の中で最も重要なものが請求権と擲取権である。

請求権能を有することによって、債権者は、債務者の一定の意思活動(Willensbetätigung)を、つまり、一定の作為、不作為等の給付行為を求める事ができる。⁽²¹⁾ そして、債権者は、通常、給付行為によつてもたらされるはずの

将来の利益に対し現在の期待を有している。ところが、この期待もまた、第三者の多種多様な行為によって害される。例えば、給付目的物の毀滅やこれを二重に譲り受けること、さらに、債務者を監禁したり殺傷することによって。また、送電線を誤って切断することによって、電力会社から電力を供給してもらう債権を有するすべての者が、価格拘束契約の下にある販売店から消費者が安価でその商品を購入したり、あるいは、アウトサイダーたる販売店がそれを廉売することによって、その製造元が、それぞれ契約から生じるべき利益への期待を妨げられる。しかし、債権者の有する期待を害するこのようにさまざまな行為の中から、違法とされるべき一定範囲のものを限定して選び出す「客観的基準」は、債権の概念そのもの内には存しない。前述のように、所有権においては、客体に対する直接的支配関係の侵害の有無がかかる「客観的基準」であった。しかし、債権者は、自ら給付内容を実現することが不法な私力の行使として禁じられていることからも明らかのように、給付目的物や債務者の人格、意思に対して何らの直接的支配関係をも有していない。⁽²²⁾従って、給付目的物の毀滅や債務者の人格の侵害等は、給付行為から生じるべき利益に対する期待を妨げるという点において、上述の他の行為とまったく同視されるべきものであり、そこに質的な差異をみいだすことは不可能である。⁽²³⁾

また、例えば、ドイツ民法八二三条一項に該当することに争いのない所有権その他の物権の内容は、法律の規定によって厳格に定められている。それゆえ、いかなる行為がこれらの侵害として違法であるかという問題についても、逆に、法律の規定（例えば、ドイツ民法九〇三条、九八五条、一〇〇四条、一〇〇五条等）の中にその「客観的基準」を求めることができるのである。他方で、契約にもとづいて成立する債権においては、强行法規や公序良俗に違反しない限り、契約当事者が任意に給付行為の内容を決定できる。だから、ここでは、それぞれの債権についてその

給付の内容は千差万別であることになる。従つて、このような性質の債権が、所有権等にみられるのと同様の違法性判断の「客観的基準」をその概念中に内包していないのは、あるいは当然のことであるとも言えるだろう。

ところで、債権者の期待を結果において妨げる第三者の行為は、それが間接的原因として作用したにすぎない場合でも、また、被侵害債権がいかなる内容であろうとも、有責になされた以上は常に不法行為を構成する、との命題はどうてい容認しえないものと思われる。前述したように、同一の利害関係を共通の前提として無数の債権が成立しうる。また、債権の内容は、物権とは異なつて法律により厳格に限定されていないから、価格拘束契約にみられるように、第三者の自由に多大な影響を及ぼしかねない内容の債権も契約によつて有効に成立する。このような事情を想起するとき、上述の命題が一般第三者の行動の自由を著しく制限し、通常の社会活動や経済活動にとつて重大な障害となりかねないことが明らかになろう。しかし、他方で、債権自体には不法行為の成立を一定の範囲に限定する「客観的基準」⁽²⁵⁾が欠けている。それゆえ、債権を絶対権の一つと考え、ドイツ民法八二三条一項の適用を肯定するにしても、裁判官は、第三者が損害賠償義務を負うか否かを、個々の事案での諸般の事情の考慮のもとに、衡平の觀念に従つて判断しなくてはならないことになる。しかし、このように裁判官の裁量の余地を認めるることは、この規定を本来の趣旨に反して一般条項化することを意味する。⁽²⁶⁾結局、その本来の趣旨に忠実であろうとすれば、ドイツ民法八二三条一項を債権に適用することは、これを断念せざるをえないのである。

次に、觀点を請求権能から擲取権能へ移してみよう。上述したところは、また、ここにもあてはまる。なるほど、擲取権は、請求権が債務者の意思に向けられているのとは異なり、債務者の責任財産を直接にその客体としている。しかし、ある時点で債務者に帰属している財産の総額は、やはり、その減少をもたらす第三者的行為の違法性を判断

するための「客観的基準」たりえない。何故なら、例えば、責任財産を構成する物を債務者から譲り受ける第三者は、債権者が詐害行為取消権を行使する場合を除いて、完全な所有権を適法に取得しうるからである。ところで、詐害行為取消権については、次のように考える学説がある。すなわち、第三者と債務者との間の行為が詐害行為取消権の対象となる場合、例えば、債務者が詐害の意思をもってその法的行為をなし、相手方たる第三者もこれについて悪意であり、さらに、債権者の擲取が妨げられることが少なくとも予見されうるとき（「破産手続外における債務者の法的行為の取消にかんする法律」二条、三条一号）、この行為は違法である。それゆえ、第三者は、債権者による当該の行為の取消を甘受しなければならないのである。⁽²⁷⁾ と。本稿では、債権者取消法の要件を充たす行為を違法と解することの当否自体は問題としない。しかし、仮にこの場合に違法性を肯定するとしても、かかる行為に違法性を付与するのは債権者取消法の当該の規定であることに注意しなくてはならない。つまり、違法性判断の「客観的基準」とされるのは、この場合、かかる法律の規定なのである。決して、擲取権の概念の中にこのような「客観的基準」が存するのではない。それゆえ、前述の学説に従うとしても、ここでは、債権者取消法の規定を「保護法規」として、ドイツ民法八二三条二項の不法行為が成立しうるにとどまることになる。この学説によつても、擲取権の概念中に違法性判断の「客観的基準」が存し、債権がこの観点においてドイツ民法八二三条一項の「その他の権利」に該当すると考えることはできないのである。⁽²⁸⁾

このように、請求権能、擲取権能のいずれに着目しても、債権の概念には、侵害行為の違法性を判断するための「客観的基準」が欠けている。ところが、これに対応してあえて例外を求めるべしすれば、それは、権利者への債権の帰属という観点であろう。債権の帰属の侵害に限つてドイツ民法八二三条一項を適用しようとする学説があることは、

すでにIIで示したとおりである。これによれば、第三者が、債権についての処分権や弁済の受領権等、債権者のみに留保されている権限を無断で行使し、それが法の特別規定により債権者に対しても有効とされる場合に限って、ドイツ民法八二三条一項の適用が問題となる。このように、この見解は、債権者の利益を害する多種多様な行為の中から違法と評価すべきものだけを選び出す明確な「客観的基準」を一応示しているとみてよいであろう。⁽²⁹⁾また、以上のような点に「客観的基準」を求めることは、債権の帰属という事柄の性質に照らしてみても、それなりの合理性を有するように思われる。一たん有効に成立した債権は、その財産の一つとして当該の債権者のみに帰属している。そして、その処分権、および、その債権の弁済としてなされた給付を受領する権限をもつのは、やはり、当該の債権者のみに限られる。従って、本来は無効だが、法の特別規定により債権者に対して例外的に効力をもつ処分、弁済受領がなされ、これによって債権者からその財産の一つである債権自体が奪われた場合、この行為を違法と評価することには充分な理由が存するようと思われるのである。そして、このことは、あたかも、債権自体を一個の有体物と考え、これと債権者との間に、所有者が物に対して有する直接的支配関係と類似の関係を想定し、ここに違法性判断の「客観的基準」を求めるることを意味しよう。⁽³⁰⁾第三者の債権侵害による不法行為の成立を肯定するために「債権の上の所有権」なる觀念を認めようとした学説⁽³¹⁾の真意も、このように考えることによつてよく理解できるのである。しかし、以上に述べたことは、帰属という觀点に着目すれば、ドイツ民法八二三条一項の本来の趣旨を害することなく、債権を「その他の権利」に該当させることができるとどまる。他方で、ドイツの判例、多数説が、債権の帰属の侵害が問題となる事案では、不当利得(ドイツ民法八一六条)、不真正事務管理(同六八七条二項)等によつて既に充分な救済がなさうことを理由に、ドイツ民法八二三条一項の適用には消極的であることも忘れてはな

らない。⁽³²⁾

四 ドイツ民法典の不法行為法は、故意または過失により違法に他人に損害を加えた者はこれを賠償する義務を負う、という一般原理に還元される。しかし、立法者は、この原理をそのまで、すなわち、一般条項として定めておくことには消極的であった。法律要件の意味内容の確定を全面的に裁判官に委ねることによつて、不法行為責任が際限なく拡大することを懸念したからである。結局、ドイツ民法八二三条によつて上述の原理を可能な限り具体化し、以て、裁判官のために明確な判断基準をあらかじめ定めておくという途を選んだ。つまり、同条一項についていえば、そこでは、法（成文法もしくは慣習法）によつて厳格に限定された支配領域を権利者に割り当てる権利だけが念頭に置かれている。⁽³³⁾ そして、この支配領域の侵害と因果関係に立つ行為がなされた場合、裁判官はそれを違法と評価しなければならないのである。ドイツ民法八二三条一項にかんして、たんに他人に有責に財産的損害を加えるだけでは足らず、同時に、所有権等の権利が侵害された場合に限り、損害賠償義務が生じる、と説かれることがある。⁽³⁴⁾ これは、この規定が一般条項を採用しなかつたという上述の事情を示すものに他ならない。

ところが、債権者への帰属を度外視するならば、債権は、法によつて厳格に限定された支配領域を権利者に割り当てる権利ではない。請求権能に着目すれば、それは、当事者によつて任意にその内容を定められた給付行為を請求する権利にすぎない。また、擲取権能の観点でも、債権は、上述の条件を充たすものではない。それゆえ、ここでは、債権者に財産的損害をもたらす多種多様な第三者の行為の中から、違法と評価されるべき一定の範囲のものを限定して選び出すことができない。そのための「客観的基準」が存しないのである。従つて、このような性質の債権を絶対権の一つに数え、これを「その他の権利」に含めた場合、債権者に有責に財産的損害を加える第三者の行為は、すべ

て、一応、ドイツ民法八二三条一項の要件を充たす可能性を有することになる。そして、その後は、裁判官が個々の事案においてその裁量によつて第三者の損害賠償義務の成否を判断していかざるをえないものである。しかし、これは、不法行為責任の拡大に対する危惧から民法典に採用されなかつたはずの一般条項が、形を変えて復活することを意味しよう。前述のように、ドイツの判例、多数説は、第三者の損害賠償責任の生じる範囲が著しく拡大すること等を実質的な論拠として、債権を「その他の権利」に該当させることに反対する。判例、多数説のこのような立論は、以上のようなドイツ民法八二三条一項の趣旨、構造、および、債権の性質にかんがみるならば、一応首肯できるようと思われるるのである。

- (一) E. v. Caemmerer, Wandlungen des Deliktsrechts, in Hundert Jahre Deutsches Rechtsleben, Festschrift zum hundertjährigen Bestehen des Deutschen Juristentags Bd. 2 (1960) S. 65ff.; R. Reinhardt, Das subjektive Recht in § 823 I BGB, JZ 1961 S. 713; R. Krasser, Der Schutz vertraglicher Rechte gegen Eingriffe Dritter (1971) S. 159f., 163f.

(N) Caemmerer, a. a. O., S. 50, 65; Krasser, a. a. O., S. 159.

(3) F. Fick, Das schweizerische Obligationenrecht, 1. Aufl. (1911) S. 99 f.

(4) Caemmerer, a. a. O., S. 65; E. Deutsch, Entwicklung und Entwicklungsfunktion der Deliktstatbestände, JZ 1963 S. 385; M. Löwisch, Der Deliktsschutz relativer Rechte (1970) S. 71 Anm. 33; 井上伸哉『累犯の問題』(昭和
四十年) 1111頁[◎]

(5) Mugdan, Die gesammten Materialien zum Bürgerlichen Gesetzbuch für das Deutsche Reich Bd. 2 (1899) S. 405, 1074; Krasser, a. a. O., S. 159; 马克斯·凯撒「民法总则的界限」载于《民法总则》(昭和四十年) 100页[◎]

(6) Caemmerer, a. a. O., S. 65.

(7) Mugdan, a. a. O., S. 1073 Antrag 6a.

(∞)(φ) Mugdan, a. a. O., S. 1075.

(10) 第一草案七〇四条一項によれば、禁止法規（公共の利益の保護を目的とするものも含む）に違反した者は、損害が発生する（「」）か（「」）か予見し、または、予見した限りで、すべての被害者に対しても損害賠償義務を負わなければならなかつた。この点にかんして、第一委員会では、とくに、禁止法規違反の不法行為によって損害賠償請求権を取得する者の範囲をどのように限定するかが問題となつた。本文に紹介した議論は、以上のような文脈においてなされたものである。そして、委員会の多数意見は、第一草案七〇四条一項の立場、および、それに代えて一般条項を採用すべきであるとの提案をともに不当であると考えた。その結果、個人の利益の保護を目的とする法律に違反する（「」）とみなす、その法律が保護せんとする（「」）の両者のだけが損害賠償請求権を取得する、と定める第二草案七四六条が採用されたのである。

(11) ドイツ財産法研究会・前掲(1)判例タイムズ1171号による。

(12) Krasser, a. a. O., S. 165f., 170; Caemmerer, a. a. O., S. 66; Reinhardt, JZ 1961 S. 715f.; Deutsch, JZ 1963 S. 388f. ジャーマン法ではまだ、有責性判断に際して重要な意味をもつ。たなわち、一項の法益、権利の侵害、二項の「保護法規」への違反につれて、つまり、違法な行為をなすり付けて故意、過失が要件とされてくるからである。錦織・前掲(1)法学論叢九八巻1号111頁以下参照。

(13) Krasser, a. a. O., S. 167.

(14) O. C. Fischer, Die Verletzung des Gläubigerrechts als unerlaubte Handlung (1905) S. 149; Krasser, a. a. O., S. 172, 189; Reinhardt, JZ 1961 S. 715f., 719; 錦織「ドイツにおける商業保護の法発展(一)」判例タイムズ1151号(昭和五四年) 17頁以下。

(15) Krasser, a. a. O., S. 99 ff.

(16) Krasser, a. a. O., S. 169.

(17) リヒャルトの制限物権による農地や宅地（ジャッガ法1017条、10117条、1065条、1060条、11117条、地上権に関する命令（Verordnung über das Erbbaurecht）11条）。

(18) Vgl. A. Thon, Rechtsnorm und subjektives Recht (1878) S. 156, 178ff.

(19) Reinhardt, JZ 1961 S. 716; H. Stoll, Unrechtstypen bei Verletzung absoluter Rechte, AcP 162 (1963) S. 218 ff.

(20) ベコトホダ、違法な行為をなする立場の故意、喪失の有無による有責性平歴の、訴訟の権利が成立するべきだ憲法违平歴の「客觀的基準」を備バトシテ豈むせんに反対した。Vgl. Krasser, a. a. O., S. 167, 176; Deutsch, JZ 1963 S. 189.

- (21) A. v. Tuhr, Der Allgemeine Teil des Deutschen Bürgerlichen Rechts Bd. 1 (1910) S. 96, 110f., 140f., 240ff.
- (22) Krasser, a. a. O., S. 104; R. Sohm, Der Begriff des Forderungsrechts, Zeitschrift für das Privat-und öffentliche Recht der Gegenwart 4 (1877) S. 460ff.
- (23) Vgl. Krasser, a. a. O., S. 186 ff.
- (24) 「ふの他之權利」と仰がれるものと雖も特許権等の無体財産権における同様である。即ち、かかる行為が権利侵權するにあたる行為は、法律が明確な基準（例へば、特許法(Patentgesetz)に該）を置くべし。Vgl. Krasser, a. a. O., S. 173f.; Stoll, AcP 162 S. 216; 錦織・前掲(上)判例ターベク111号 19頁。
- (25) 例へば、送電線や配電網や水道管等の電力会社から電力を供給する権利を有する者が損害を受けた場合、損害賠償請求権は既に消滅した場合、行為者たゞ、かかる債権を有するか否との旨に依らず、即ち、損害賠償請求権が実際上出現しなじむが如き。Vgl. Caemmerer, a. a. O., S. 94; Das Problem des Drittschadensersatzes, ZHR 127 (1965) S 245 f.
- (26) Krasser, a. a. O., S. 167f., 186 f.
- (27) F. Schulz, System der Rechte auf den Eingriffserwerb, AcP 105 (1909) S. 277ff.; H. Koziol, Die Beeinträchtigung fremder Forderungsrechte (1967) S. 90, 165ff. たゞ、ト森田「債権の取消権は認められず」(新日本法科叢書II)に即す(留保)一丸回顧参照。
- (28) Krasser, a. a. O., S. 187.
- (29) Vgl. Krasser, a. a. O., S. 135, 190f.
- (30) Krasser, a. a. O., S. 189.
- (31) F. Leonhard, Allgemeines Schuldrecht des BGB (1929) S. 63 ff.
- (32) Krasser, a. a. O. S., 196f.; Thur, a. a. O., S. 211 Ann. 21; T. Kipp, Über den Begriff der Rechtsverletzung, in

Festgabe für O. v. Gierke Bd. 2 (1910) S. 17, 23 f.; P. Heck, Grundriß des Schuldrechts (1929) S. 459; G. Otte, Schadensersatz nach § 323 I BGB wegen Verletzung der „Forderungszuständigkeit“? JZ 1969 S. 256; RGZ 111, 302 約 30°

- (33) Deutsch, JZ 1963 S. 388.
(34) K. Larenz, Lehrbuch des Schuldrechts Bd. 2 11. Aufl. (1977) S. 526.

— 一 著 —